

令和5年 滑川町農業委員会 第4回総会 議事録

召集月日	令和5年4月18日(火)				
開 会	令和5年4月25日(火) 午前9時30分				
閉 会	令和5年4月25日(火) 午前10時15分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	14番	井上 富子	1番	神田徳子	

第 4 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 14 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 15 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 16 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)
日程第 5	議案第 17 号	農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について
日程第 6	議案第 18 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 7	議案第 19 号	滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第4回の農業委員会総会を始めさせていただきます。農業委員、農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年第4回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。

気温の暑い日と寒い日があり、委員の皆様も大変だと思われていますが体調を崩さずお願いしたいと思います。もう早い方では田植えが始まった地域もあるようですが、例年ですと5月の連休には高い山だとスキーができたようですが、今年は雪解けが早く、4月23日ぐらいで終了するところも多いそうです。そうなってくると、田植の時期に雪解け水がないので、大変水が心配だと心配している方がいます。そうならなければ良いなと思っています。今年も水不足なく乗り切れば良いと思います。

それから農協だよりで、〇〇〇地区の□□□さんがシャインマスカット栽培をしている記事を見ました。先日その□□□さんとお会いする機会があり、一度、滑川町の農業委員会で研修させてくれないかと聞きましたら、ぜひ来てくださいと言うことで、できれば8月か9月頃に収穫になるので、その味覚も味わって頂ければとのことなので、事務局の方としても検討し研修を実施できればと思います。その時は、ご協力をお願い致します。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑

川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第4回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号14番の井上委員、議席番号1番の神田委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第14号「農地法第3条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第14号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、合計570㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第14号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、570㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○市○○○×××番×××号、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおり町内に耕作・所有する農地はございま

せんが、後程補足をいたします。申請理由ですが、自家消費畑として利用したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今回につきましては、譲受人は居住している〇〇〇市内において、〇〇〇市農業委員会に照会を行い、4月12日付けで、所有・耕作している農地はなしと回答がありました。ただ、耕作面積について補足となりますが、利用権等の正式な貸借の手続きは行っていないため耕作面積に入れておりませんが、譲受人である□□□様は、申請地について平成18年に仮登記を行い、現在まで17年間耕作していたとのことです。下限面積が撤廃され、初めての案件となりますが、取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

- 議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。
- 10 番 4班班長10番金子です。現地調査を4月22日土曜日午前8時から、農業委員5名、推進委員2名、合わせて7名にて行いました。詳細のご報告は、赤沼委員さんからお願いいたします。
- 9 番 4班9番、赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。班長から説明がありましたが、4月22日土曜日に申請地の現地確認を行いました。土地の所在等については先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。申請地の位置は〇〇〇入口の〇〇〇のところを左折いたしまして、約×××m行ったところの右側の畑でございます。申請の理由については、理由書がございますので理由書に基づいて説明をいたします。今回私が農地法3条の規定に基づく、手続きを行う理由をご説明いたします。私は故□□□の叔母□□□です。今回の申請地は、平成18年に故□□□は、今後、高齢になり、土地を管理するのが難しくなるの

で売ろうと思うと言うので、私はこの土地は、先祖からの土地で結婚前から野菜を育てていた思い入れのある土地なので、不動産屋に売るなら私が買うことを伝え、購入契約して、仮登記し、この土地で長男とともに野菜を17年間、現在まで育てています。これからも今まで同様、野菜を育てていきたいと思います。こうした理由から、農地法に基づき、農地取得の許可をいただきたく申請しました。このような内容になっております。現地を確認したところ、申請時には玉葱、ジャガイモ等が作付けしてあり、除草等の管理もされていまして、また作付けする作物の年間スケジュール等も添付されていて、1年間を通して、野菜畑として利用しているとのことであります。譲受人の□□□さんは、現在〇〇〇市に在住をしていて農地の所有地も借入地もありません。従来であれば、農地を取得することは難しい状況にありますが、先ほど事務局の方から説明がありまして、農地法改正により第3条第2項第5号の規定が削除されまして、下限面積の要件は適用されなくなりました。理由書にもありましたが、実家の土地を購入して、長男の方と共に長年にわたりまして、野菜作りをしていて今後も続けていきたいとの意向であります。今回の申請につきましては、農地法改正後の新しいケースであります。本案件については、特に問題はなく適当なものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。先ほど担当委員さんから詳しく説明がありましたが、荒地を少しでも増やさないために、よろしいかと思えます。特に問題はありませぬので、どうかご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおり議案第14号番号1

について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 14 号番号 1 については、申請のとおり許可と決定致しました。

議 長 日程第 3 議案第 15 号、農地法 5 条についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局より議案第 15 号農地法第 5 条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は 1 件、1,401 m²の転用申請が審査対象となります。番号 1 を説明、朗読させていただきます。議案書は 2 頁、図面は議案第 15 号資料 1-①から③、あと追加で机の上に置かせていただきました、④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、1,401 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、〇〇〇株式会社、代表取締役□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設を設置したいため、転用をしたいという申請となります。なお、滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例に基づく届出については、令和 5 年 4 月 13 日付けで受理されております。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

3 番 1 班班長 3 番齊藤です。現地調査を 4 月 22 日土曜日午前 9 時から、農業委員 4 名、推進委員 2 名、合わせて 6 名にて行いました。詳細につきましては、担当委員であります井上委員さんより説明がございます。以上でございます。

14 番 担当委員の14番、井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して〇〇〇線を〇〇〇方面に向かい、×××キロほど行ったところ、右折して×××mほど行った左側が申請地です。近くには〇〇〇があります。面積は1,401㎡です。理由書がありますので読ませていただきます。譲渡人の□□□さんは、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××に住んでおります。相続により、本件申請地を取得しました。今後の農地の維持管理に苦慮していたところ、太陽光発電施設用地を探している事業者がいることを知り、売却に応じることになりました。譲受人は〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××〇〇〇株式会社です。太陽光発電が将来に向けて、収益が安定しており、事業拡大に有効であると判断したため、農地転用の申請に至りました。太陽光発電設備設置の計画に際し、日当たりの良い平坦な土地であること、東京電力の電柱が近くにあること。定期メンテナンスのため道路に隣接していること、このような条件に合う土地が見つかったため、申請地を売買により所有権を移転する話が決まり、申請いたします。以上が理由書となります。申請地には太陽光パネル179枚設置し、発電の規模は49.5kWの設備を計画しております。高さ1.2mのフェンスを設置し境界を明確に区分します。雨水は敷地内に浸透処理し、雨水と土砂の流れを防止します。万が一被害が生じた場合は責任を持って対処いたしますということなので、計画については問題ないかと思えます。以上です。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員□□□です。意見を申し上げます。先ほどいただいた造成計画断面図も一緒にご覧なってもらいたと思います。敷地内に切土盛土はありますが、搬入土はございません。そして、鉄砲水とかそういったものが来ないようにということだと思いますが、ここではマウントという言い方をしているようですが、ここではマウンドという言い方をしているようですが、ちょっとした土手を施しまして、鉄砲水をさけるということ。それに伴いまして、排水計画の方も十分に検討されてお

ります。したがいまして、近隣に影響を及ぼすことはないものと承知をしていると同時に、もし何か不都合が生じた場合は責任を持って対処するという一筆をいただいておりますので協議の程一つ宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

11 番 11番農業委員の杉田です。今いろんな関係で自然を守ろうという動きが高まっています。この地図を見ますと、〇〇〇沼と〇〇〇沼の近くになるわけですが、私もこの現地見たことないのでわかりませんが、太陽光パネルが設置されると景観が損なわれると思います。あともう一つは雨水の件ですけれども、私の家の近くにも太陽光のこういう場所がありますが、遊水池になっているところがだいぶ崩れたりしています。だから今回の申請地も雨水などが大丈夫なのか心配です。

事 務 局 今の杉田委員さんからのご質問にお答えします。この案件は滑川町太陽光発電設備設置および管理等に関する条例、これは令和4年4月1日から施行されていまして、議会や特別委員会で十分協議され環境課の方で作成した条例です。それに基づいて地元説明会などを実施してきた案件です。環境課の方で厳しい審査を行い届出書を受理しています。維持管理については届出書が出て、その業者と町の方で協定を結び維持管理をして頂くということがこの条例と規則上にありますので、そこで担保がとれるものと考えております。

議 長 他にございますか。

10 番 10番金子です。実際に見たことはなく聞いた話でございしますが〇〇〇地区の高い場所に太陽光発電があり、下に何軒か家がありますが台風が来ると避難するそうです。以上です。

5 番 5番高柳です。私も地元説明会に出てみました。やはり杉田委員と同じようなことを言う人がいて、何名か反対者が居ました。

公約にして反対する議員さんもいました。ソーラーを規制した方が良いのはわかりますが、今回の申請地は耕作者が全然耕作しておらず山林化していました。竹藪みたいな状態で、何かやることによって綺麗になるので、その方が良いのではと思います。やむを得ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。他には、よろしいですか。

それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員 13 名の挙手あり)

議 長 賛成多数ですので、議案第 15 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。日程第 3 議案 15 号は以上となります。

議 長 日程第 4、議案第 16 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)を議題といたします。本議案につきましても、2名の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をして頂き、その後、該当委員にご退席頂き審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様、宜しいでしょうか。

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 16 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の 3 頁、議案第 16 号資料をご用意ください。それでは表紙を 1 枚めくってください。今回は 30 筆 34,472 m²となります。内訳は 3 年賃借 4 筆 7,023 m²、3 年使用貸借 2 筆 3,921 m²、6 年賃借 3 筆 928 m²、9 年使用貸借 5 筆 4,882 m²、10 年賃借 14 筆 15,229 m²、10 年使用貸借 2 筆 2,489 m²となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局よ

り農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議を宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。まず整理番号5番から12番までを除いて審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

続きまして11番12番の審議を行います。該当委員はご退席をお願いします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。事務局は退席委員の復席をお願いします。

続きまして整理番号5から10番までの審議を行いますので、該当委員はご退席をお願いします。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。事務局は退席委員の復席をお願いします。

議案第 16 号については、すべて計画通り承認することに決定致しました。日程第 4 は以上になります。

議長 日程第 5、議案第 17 号「農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。本議案につきましては、1 名の委員さんが事業に関連しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容すべてについて説明をしていただき、その後、該当委員さんに退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 17 号農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画についてをご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 17 号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、農用地利用集積等促進計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。この再貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。令和 5 年 4 月 1 日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、市町村が定める農用地利用集積計画と公社が定める農用地利用配分計画は、公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されることとなりました。そのため、今回から農用地利用配分計画ではなく、促進計画となります。ただ、先ほど議案第 16 号で審議いたしましたように、利用集積計画は、令和 7 年 3 月 31 日または地域計画の区域についてはその公告の前日までに定め、公告した場合は経過措置の規定により利用権が有効となります。しばらくは、従来と同様の流れとなりますが、地域計画策定に伴い今後変わることとなりますので、ご承知ください。今回の計画では、畑 2 筆 2,742 m²、田 1 筆 1,330 m²の合計 3 筆 4,072 m²の計画となります。詳細

については、資料の促進計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。まず整理番号2番を除いて、審議いたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号2の審議を行いますので、該当委員はご退席をお願いします。

整理番号2番を審議いたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

事務局は退席委員の復席をお願いします。

議案第17号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第5は以上になります。

議 長 日程第6、議案第18号農地法第3条の3についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第18号「農地法3条の3(相続等による権利移

動)について」を説明いたします。議案書の5頁、議案第18号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、10,649㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、705㎡外11筆、田畑合計10,649㎡になります。位置については議案第18号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、それでは議案第18号の質疑を終了致します。日程第6は以上になります。

議 長 日程第7、議案第19号「滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第19号「滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について」を説明致します。議案書の6頁と議案第19号資料をお手元にご用意ください。それでは説明致します。令和6年度に農業委員及び推進委員が改選となるため、規則で定めている推薦用紙等の様式の見直しを行うため例規を整備するものです。農業委員会で審議するのは農地利用最適化推進委員に関するものとなります。改正内容としましては、資料の中にあります新旧対照表をご覧ください。様式第1号から第3号までの公職歴の欄を削ったものとなります。農業委員会等に関する法律施行規則第11条において、推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経

歴及び農業経営の状況の記載を記載した書類の提出が必要となっておりますが、公職歴については記載がないため、削除といたしました。今回の審議の結果で改正の手続きを進めたいと考えております。また、農業委員の選任規則は所管が産業振興課となるため、同様の改正を行うことを予定しており、参考として添付をしております。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長 只今、事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、規則の一部改正について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、規則の一部改正については承認とし、今後の手続きを進めます。

議案第19番の審議を終わります。日程第7は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和5年第4回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 お忙しい中出席をいただき、慎重審議をありがとうございました。令和5年第4回総会を閉会いたします。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年5月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 井 上 富 子

署名委員 神 田 徳 子